n2　第18条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。
n3　前項の算式の符号B'に同じ。
o　改正前の省令附則第12条の3第1項の規定によって算定した額

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00445972）－（A × 0.00211265）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00201534）－（A × 0.00095882）｝× 0.25

［略］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和元年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和元年改正前の省令」という。）附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

算式の符号

［略］

C　平成30年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和元年改正前の省令の省令附則第十三条第一号の額

三　令和元年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和元年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和元年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00495642）－（A × 0.00247821）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00174067）－（A × 0.00087033）｝× 0.25

［同左］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　平成三十年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四十六号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成三十年改正前の省令」という。）附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

算式の符号

［同左］

C　平成29年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成三十年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　平成三十年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　平成三十年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。